

平成29年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第17号	平成29年度宝塚市水道事業会計予算	可決 (全員一致)	3月2日
議案第18号	平成29年度宝塚市下水道事業会計予算	可決 (全員一致)	
議案第36号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第37号	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第38号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第39号	宝塚市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第42号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第43号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第44号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第45号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	
議案第46号	西宮市道路線の認定の承諾について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 平成29年 2月27日 (議案審査)

・出席委員 ◎大川 裕之 ○細川 知子 伊福 義治 岩佐 将志
江原 和明 大島 淡紅子 たぶち 静子 寺本 早苗

② 平成29年 3月 2日 (議案審査)

・出席委員 ◎大川 裕之 ○細川 知子 伊福 義治 岩佐 将志
江原 和明 大島 淡紅子 たぶち 静子 寺本 早苗

③ 平成29年 3月15日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎大川 裕之 ○細川 知子 伊福 義治 岩佐 将志
江原 和明 大島 淡紅子 たぶち 静子 寺本 早苗

(◎は委員長、○は副委員長)

平成29年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第17号 平成29年度宝塚市水道事業会計予算

議案の概要

平成29年度水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。

（平成29年度予算の概要）

業務の予定量	給水人口 23万4,896人
	年間給水量 2,450万1,935 m ³
	一日平均給水量 6万7,129 m ³
主な建設改良事業	阪神水道受水整備事業 22億4,800万円
	新庁舎建設事業 7億461万2千円
	管路更新事業 2億7千万円
	基幹施設耐震化事業 1億5,700万円
収益的収支	事業収益 47億2,343万2千円
	事業費用 51億2,635万2千円
	収支差引 4億292万円の赤字
資本的収支	資本的収入 37億9,425万7千円
	資本的支出 47億4,784万5千円

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 予定キャッシュ・フロー計算書において、平成29年度に資金が減少する主な理由としては、阪神水道受水負担金11億6千万円の支出が大きく影響しているとのことだが、資金は今後どう推移するのか。

答1 阪神水道受水負担金は、平成27年度からの3年間で合計31億6千万円余を負担する形となっており、平成29年度で最後の負担となる。また、将来的には、宝塚市水道事業経営戦略で掲げている部分でも、資金は一気になくなるものとは考えていないが、赤字の状態が短期間に改善する状況にはないため、一定の資金は確保できるものの、年々少しずつ減少していく傾向にあると予測している。

問2 水道事業について経営改善努力をする計画を立てているが、平成29年度は主にどのような努力をしていこうと考えているのか。

答2 第2次行財政運営アクションプランでも掲げている浄水場業務の一部委託について、平成29年度から浄水場の正規職員を減らし、臨時職員で対応することで人件費の削減を図る方向で昨年より労働組合と交渉しているが、現時点では合意に達していない。このため、平成29年4月からの委託化は難しい状況であり、平成29年度

の予算上反映できていないが、4月時点には労働組合と合意できるものと思っている。継続して交渉していきたい。

問3 浄水場業務の一部委託とはどういうものか。

答3 県下や近隣では、浄水場運転管理業務の全部を民間に委託している自治体と、夜間と休日のみを民間に委託し、平日の昼間は職員が運営をする一部委託をしている自治体がある。本市においては、安全でおいしい水を市民に提供するという上下水道局としての責任を担保することが必要であるとの思いから、一部委託の方向で労働組合に提案をしている状況である。

問4 浄水場の一部委託の検討は夜間と休日のみで、これ以上拡大することは考えていないのか。

答4 今後、全面委託の方向を出すかどうかは現時点では考えておらず、当面は夜間と休日のみを民間に委託したいと考えている。

問5 浄水場業務の一部委託の他にも、職員数の適正化に対する今後の具体的な計画はあるのか。

答5 今後の経営健全化の取り組みとして、第2次行財政運営アクションプランでは、平成28年度からの取り組みとして、職員配置の見直しやアウトソーシング、経営システム改革の推進、施設・財産の有効活用の項目を掲げている。その中で、職員配置の見直しでは、浄水場業務の民間委託の検討や再任用職員の活用を進め、アウトソーシングでは、平成29年度から料金業務等包括委託を拡充し、従来の収納業務だけでなく、個別に別途契約していた料金調定・収納システムの運用や水道メーターの取りかえ等についても包括委託する。また、平成29年度から労働組合とも協議し、浄水場の臨時職員化で人件費削減の効果を上げる予定としている。

問6 水道料金の改定の検討について、今後の予定は。

答6 平成29年度に改定はないが、昨年策定した宝塚市水道事業経営戦略の中で、連続して赤字が続く見込みの状況の中で、平成33年度までに経営改善の取り組みを進めるとともに、それでも赤字が見込まれる場合は料金改定の検討をするという形で表記をしている。

問7 受水費の内訳の資料では、平成29年度は、阪神水道企業団からの受水単価は1立方メートル当たり66.92円であるのに対して、県営水道からの受水単価は1立方メートル当たり134.43円と高い。それにもかかわらず、平成29年度は県営水道からの受水量を前年度より130万立方メートルほどふやしている。阪神水道企業団から多くの水を受水すればいいのではと思うが、そうしない理由があるのか。

答 7 県営水道からの受水量を平成 29 年度から増量しなければならない理由は、2 つある。1 つは、阪神水道企業団から受水するに当たって、県の認可変更を受ける前に計画承認が必要となり、平成 23 年度から県と交渉を進める中で、県営水道事業の導入経緯等や今後の事業持続のため、一日最大受水量 2 万 5,550 立方メートルまでを受水した上で、阪神水道企業団から受水するよう県から要請があったこと。もう 1 つは、渇水や大災害が起こった場合のバックアップ体制として、阪神水道企業団、県営水道、自己水の水源のバランスを 3 分の 1 ずつにすることで、1 つの水源が機能しなくなった場合でも最低限の市民への水が確保できるため妥当であると判断したことから、増量の合意に至った。

問 8 以前に、県営水道は料金がかかなり高いことから、経費削減のために対応を考えていく必要があるのではと指摘した際に、県が値下げをする方向で考えているとの答弁があったが、その後はどうなっているのか。

答 8 県営水道は、平成 28 年度に 1 立方メートル当たりの受水単価が約 5 円引き下げられ、受水金額は概算で 3,200 万円程度下がっている。

問 9 災害時のことを考えると、浄水場業務の一部委託ではいざというときに受託業者が対応できるか疑問を感じる。体制はどのように考えているのか。

答 9 浄水場の民間委託をしている各団体で、災害時の対応を仕様書等に具体的に記載している事例はあまり聞かないが、そのことが一番ネックになる部分であるため、上下水道局との連絡体制や人員の応援体制も含めて仕様書等に定めていく必要があると考えている。

問 10 これから民間委託をしていく中で、本市も技術力のある市の職員が減っていくと聞いている。人件費削減も大事だが、水道事業は市民の生活に直結するものであり、委託して任せっきりにするのではなく、本市として正しく運用されているかどうかを見ていくためにも技術力のある職員がやはり大事であると思うが、技術力を担保するための何か考えはあるのか。

答 10 全国的な傾向として、水道事業、下水道事業ともに技術を持った職員の減少や職員の高齢化が進んでいる。そのような中で、総務省から全国的な検討課題として官民連携や広域連携を検討するよう指示が出ており、本市でも連携手法を考えて技術力を担保していきたい。

問 11 水道料金の滞納状況はどうか。

答 11 平成 27 年度決算では、水道の収納率は、現年度分が 99.06%、過年度分が 88.48%、合わせると 98%と高い率になっている。滞納件数はほとんどないが、未納金額はまだ 3,500 万円程度あり、その回収に向けて努力しているところである。

問 1 2 水道料金は他の税等に比べて非常に収納率が高いように思うが、理由はあるのか。

答 1 2 収納業務については民間委託してお客さまセンターを開設しており、同センターの職員が臨戸訪問や納付相談等で個別に回っている。また、水道料金は水道法でも規定があるように給水停止ができるため、収納率が高いものと推測している。

問 1 3 給水停止をするに当たっては、滞納者の生活実態をしっかりと把握した上で、必要に応じて福祉部門へ相談に回すなど各部署と連携をとって対応していくことが大事だと思うが、そういった体制をとった上で決定しているのか。

答 1 3 お客さまセンターがせいかつ応援センターとも連携しながら滞納者の生活実態をつかんだ上で納付相談をしており、その上で上下水道局の方で給水停止まで検討している。給水停止の件数は、平成 26 年度は 38 件、平成 27 年度は 24 件と年々減ってきており、今後もせいかつ応援センターと連携しながら取り組んでいきたい。

問 1 4 生活困窮世帯に対する福祉減免制度を残している理由は。

答 1 4 福祉施策の一環として、上下水道事業審議会の委員からも残すべきとの意見があることから、現時点では残している。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成29年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第18号 平成29年度宝塚市下水道事業会計予算

議案の概要

平成29年度下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。

(平成29年度予算の概要)

業務の予定量	年度末水洗化人口 22万9,005人
	年間総処理水量 2,610万3,448 m ³
	一日平均処理水量 7万1,516 m ³
主な建設改良事業	公共下水道雨水整備事業 5億308万円4千円
	公共下水道汚水整備事業 1億4,480万円
収益的収支	事業収益 47億15万2千円
	事業費用 43億1,171万6千円
	収支差引 3億8,843万6千円の黒字
資本的収支	資本的収入 20億9,853万9千円
	資本的支出 40億9,758万5千円

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 建設改良工事については、市内業者であっても経験がないとできないのは理解できるが、いつまでも経験がないことを理由に発注しなければ、いつまでたっても市内業者は工事ができるようにはならない。災害が起こったときに、最初に救援にかけつけることができるのは市内業者であり、その意味でも市内業者にも経験をつけさせるような発注方法を考えてほしいが。

答1 下水道管の更生工事は経験を重視しているが、市内業者と協議した上で、できるだけ市内業者に配慮できるような検討を進めてきており、実際には、市内業者が受注できる状態になっている。

問2 下水道事業会計予算の概要の資料では、平成29年度の年間総処理水量は平成28年度と比べて減っているのに、流域下水道維持管理費が増加している理由の資料では、平成29年度の流入量は平成28年度と比べて逆にふえている。処理水量と流入量は違うものか。

答2 考え方としては処理水量も流入量も一緒だが、年間総処理水量は下水道使用料を算定する際に人口や前年度の状況から算定し、宝塚市下水道事業経営戦略でも掲げている数値である。一方で流入量は県の流域下水道事業の予算編成の際に、各団体におおむねの受水量の調査を行い、県の方で調整した上で、各市に負担金の額を示

す際に示される数字となっている。

問3 近年、大きな公園をつくる際に、下水道管に直接放流するマンホールトイレ用の設備を設置する事例がふえてきているが、本市では平成29年度にそういう設備を設置する予定はあるのか。

答3 本市では、災害時のマンホールトイレを末広中央公園に設置している。平成29年度工事では設置を考えていないが、一般の公園では、トイレのない公園もあるため、今後マンホールトイレを設置するかについては、公園緑地課とも協議しながら検討していきたい。

問4 近隣の猪名川町や三田市では下水道が整備されているのに、西谷地域では合併処理浄化槽により汚水を処理している。修繕費もかかる合併処理浄化槽には地域の住民から不満が出てきている。下水道を整備することをもう少し考えてほしいが。

答4 西谷地域に公共下水道を整備することは、費用対効果の観点からかなり厳しいと考えている。また、三田市は農業集落排水という事業仕様で下水道を実施しており、公共下水道でと言うよりは、そういった別の事業仕様で検討することが必要と考える。また、その場合は地域の負担も必要となり、また一方で地域の住民も既に合併処理浄化槽に投資をしていることも併せて、検討する部署を設けて検討していく必要があると考える。

問5 市内で何カ所か最近のゲリラ豪雨で雨水幹線の排水量を超えてしまった地域があったと思うが、当該地域に関係する雨水幹線の工事費等が平成29年度に計上されていない。特に大きな工事をしなくても対応できるという判断か。

答5 昨年、南ひばりガ丘地区と口谷地区で大きな浸水事故があり、緊急的な対応として最明寺川に水を流すためのフラップゲートの改修や水路のパトロール、スクリーンのごみの事前撤去等を行った。また、今年度は、その地区の現況調査を行っており、内水シミュレーションや浸水予測といった内水氾濫の対応を考えており、その結果によって実施設計を対応していこうと考えている。平成29年度については工事が無いが、平成30年度以後の工事を計画している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第36号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

開発行為により本市に帰属した東洋町公園及び御殿山第7公園、並びに市施工による中筋4丁目さくら公園の計3カ所を新たに都市公園とし、適正な管理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 御殿山第7公園について、防火水槽の部分も一体化して整備した理由は何か。

答1 本公園は、開発事業に伴い整備され提供を受けた150平方メートルの公園であるが、消防水利として防火水槽を敷設するための敷地が隣接している。整備に当たっては、消防本部と公園緑地課で協議を行い、開発事業者の意向及び地域住民の利便性を考慮して一体利用型のオープンスペースとして整備することとした。

問2 御殿山第7公園は、東洋町公園と比べて入口からかなり奥の部分までインターロッキングで舗装されているが、その理由は何か。

答2 市民が遊ぶ部分は真砂土になっているが、エントランス部分は管理用の車両が入るため、インターロッキング舗装としている。また、防火水槽の上面についてはコンクリート又はアスファルト舗装とすることになっているが、開発事業者との協議によりインターロッキング舗装となった。

問3 開発行為に伴う提供公園は毎年ふえていくが、小さな公園は十分な管理ができていないものもある。提供公園として受ける際に、地元と十分協議し、統廃合や、他市のように小さい公園は受けつけないことも視野に、提供公園の基準を見直すことはできないか。

答3 開発行為により公園整備を行っているが、小規模開発が多く、管理しにくく経費もかかる割に、十分に利用してもらえていない150平方メートルの公園がまばらに設置されている現状は課題があると認識している。市としては、それぞれの公園の状況や適正な配置についてももう一度考察していきたいと考えており、その中で、先進市では、提供公園の統廃合や民間管理が行われており、今後、本市でも、地域ごとにそれらの方法について検討していきたいと考えている。

問4 本市には、公園の遊具の設置方針、基準がないが、開発行為に伴う提供公園の遊具等についてはどうしているのか。

答4 開発行為に伴う提供公園については、開発事業者と協議する際、公園の効用を

増すために遊具の設置を求めている。ただし、面積や形状によって設置が困難な場合は設置をしない判断をしている。

問 5 例えば、新たに開発しようとする土地の隣接地に従前からの公園がある場合に、当該開発行為に伴う公園と隣接する公園とを一体化して整備することを開発事業者が義務づけることはできないのか。

答 5 個々の開発の協議においては行政指導の範囲を超えないと考える。ただし、小さな公園がまばらにあるという現状は課題と認識しているため、今後、公園の統廃合も含めて検討していく必要があると考える。

問 6 地元の住民が設置を望まない公園については設置しないよう、開発事業者に指導することは可能か。

答 6 西宮市では、地域が本当に望んでいない公園で、かつ周辺に代替となる相当規模の公園がある場合は開発事業に伴う公園の整備を要しないとしている。今後、こういった他市の状況も踏まえて、検討していきたいと考えている。

問 7 150 平方メートルしかない御殿山第 7 公園に、照明灯と水飲み場が必要なのか。

答 7 照明設備については、本市が定める開発ガイドラインに、夜間において人の挙動を視認できる程度として概ね 50 ルクス以上の照度が必要と定められている。水飲み場については、散歩途中の方が休憩をした際に、水を飲むために設置をしたものである。

問 8 御殿山第 7 公園に隣接する防火水槽の設置主体は、市又は開発事業者のどちらか。

答 8 開発ガイドラインの中で 3 千平方メートル以上の開発については、防火水槽の設置は必要となっており、開発事業者が設置したものである。

問 9 中筋 4 丁目さくら公園はかなり以前から供用されていたが、なぜ今になって条例で都市公園にしようとするのか。また、条例に規定されていない間は、どういう位置づけになるのか。

答 9 本公園は平成 23 年 3 月 31 日から供用開始しているが、土地区画整理事業で整備した公園であり、事業中は事業施工者である宝塚市が管理する公園という位置づけであったが、事業終了後は公園管理者である本市に移管を受け、今回条例に規定し管理していこうとするものである。

問 10 本議案の 3 公園は災害時には避難場所になるのか。

答 10 地域防災計画の中で避難場所に位置づけられているのは末広中央公園と武庫

川河川敷公園である。それ以外の公園については、地区防災計画の中で地域の住民が避難する場所として位置づけるものであると考える。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成29年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第37号 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、一定規模用途の建築物の新築・増改築について、省エネ基準への適合性判定制度が追加整備されることを受け、それに伴う適合性判定申請手数料を定めるとともに、その他所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	問1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する、非住宅部分の床面積の合計が2千平方メートル以上の建築物の新築や、増改築について、省エネ基準への適合性判定申請手数料が条例に追加されるが、実際に市内で対象となる建築物は何件程あるのか。 答1 正確には把握はしていないが、本年4月以降は新基準となり、例えば、NTN(株)宝塚製作所跡地に建築される県の施設や宝塚ガーデンフィールズ跡地に建築される規模の建築物の非住宅部分が対象となり得ると考える。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第38号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

武田尾地区における地区計画の都市計画決定に合わせて、地区整備計画で定められたもののうち、特に重要な建築物の敷地又は用途に関する事項等の制限を、建築基準法の規定に基づき、地区計画区域内における建築物の制限として追加するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 武田尾土地区画整理事業が終了し、元の住民が戻ってこられるのはいつ頃になるのか。

答1 兵庫県からは、本年9月末に宅地の造成工事及び周辺の道路、擁壁等の工事が終了すると聞いているが、測量を行い住宅用の区画に整備するには更に約2カ月を要すると考える。できるだけ期間の短縮を図りたいと考えている。

問2 武田尾地区整備計画区域内において、「建築してはならない建築物」として「次に掲げる建築物以外の建築物」のうち、「法別表第2(イ)項第9号に掲げるもの」、「法別表第2(ロ)項第2号に掲げるもの」、及び「前各号の建築物に附属するもの」とは、具体的にどのような建築物が該当するのか。

答2 「法別表第2(イ)項第9号に掲げるもの」とは、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物、「法別表第2(ロ)項第2号に掲げるもの」とは、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの、「前各号の建築物に附属するもの」とは、一定規模以上の自動車車庫、床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎等が該当し、いずれも地区計画に定められたものである。

問3 以前、当該区域内で飲食店を営業していた住民が、同区域に戻ってきた後も飲食店を営業することは可能か。また、コンビニエンスストアを営業することは可能か。

答3 飲食店を建築し、営業することは可能である。コンビニエンスストアについても可能ではあるが、床面積の合計が150平方メートル以内のものという制限があるため、市街地にある一般的なコンビニエンスストアと同規模のものを建築することはできない。

問4 兵庫県による武田尾地区の河川改修事業によって、護岸はどれくらい嵩上げされたのか。

答4 武田尾公会堂と同じ高さまで、4メートルから5メートルの嵩上げを行った。

問5 事業区域内で既に完成している駐車場の部分は、どのような権利関係になっているのか。

答5 市立駐車場の一部43台分と玉瀬財産管理会の駐車場が79台分ある。市としては、市営駐車場の部分の最終的な権利の確定はしていないが、仮換地指定に基づき使用収益は開始している状態である。最終的には確定測量の後、換地処分が行われる。

自由討議	なし
------	----

討論	なし
----	----

審査結果	可決（全員一致）
------	----------

議案番号及び議案名

議案第39号 宝塚市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

議案の概要

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律により消費者安全法の一部が改正されたことに伴い、消費生活センターを設置する市町村において、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について、内閣府令で定める基準を参酌し、条例で定めることとされたため、新たに条例を制定しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 本条例第7条の規定に基づき制定される宝塚市生活消費センターの運営に関する規則案によると、同センターの開所時間は、午前9時から午後5時30分までとなっているが、休日も実施しているのか。

答1 同センターの休所日は、宝塚市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市役所の閉庁日と同じであり、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休所している。

問2 大半のサラリーマンは土曜日及び日曜日が休日である。そういう方々が相談をしたくても行くことができない状況をつくるのはよくない。消費生活センターという施設の考え方から、土曜日及び日曜日等を休所日としてよいのかという議論はなかったのか。

答2 本条例は、消費生活協議会に諮問したもので、1人の委員からは休日の開所についても検討すべきとの意見もあった。現時点においては同協議会の答申に基づき、市役所の閉庁日を休所日としているが、規則案には、市長が必要があると認めるときは、開所時間及び休所日を変更できると規定している。今後、費用対効果も勘案しつつ、休日の開所について検討していきたい。

問3 資料では、運輸・通信サービスに関する消費生活相談が平成25年度から平成27年度までの3年間で約1.5倍になっている。被害防止のためにどのような対応をしているのか。

答3 近年、悪質な架空請求など、情報通信サービスに関する苦情が全国的に非常に多くなっている。警察も注意喚起を行っているが、市の消費生活センターとしても市のホームページや広報誌などによる啓発、安心メールでも注意喚起を行っている。情報通信サービスに関する相談、苦情は今後もふえていく傾向にあると考えており、消費生活相談員も含めて、啓発に努めたい。

問4 多重債務等特別相談会での相談件数が平成26年度から減っているが、その理由は何か。

答4 阪神間各市と同様に、本市でも相談件数は減ってきている。その理由としては、利息制限法等が改正されたことにより悪質な貸付けを行う事業者が減ったこと、また、本相談会以外にも、例えば司法書士会による相談などいろんな相談機会があり、相談が分散したことにより、件数が減ってきているものと思われる。

問5 消費者トラブル対策連絡会の現在の開催状況は。

答5 年1回開催しており、本年も1月に開催した。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

- 議案第42号 市道路線の認定について
- 議案第43号 市道路線の認定について
- 議案第44号 市道路線の認定について
- 議案第45号 市道路線の認定変更について

議案の概要

(議案第42号～議案第44号)

都市計画法に基づく土地の帰属に伴う管理引継により、それぞれ新規認定をしようとするもの。

(議案第45号)

県道付け替えに伴う市道整備により、終点地番、総延長、及び最大幅員が変更となったため、認定変更をしようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

- 問1 道路を設置する際に、道路勾配についての距離や会所ますの設置に関して基準があるのか。
- 答1 水路の会所ますの間隔は、道路の幅員及び勾配によって基準が定められている。

- 問2 議案第45号の市道3928号線の認定変更について、新たに認定される部分に含まれるのり面は恒久的なものか、一時的なものか。
- 答2 恒久的に認定しようとするものである。

- 問3 資料の写真では、市道3928号線は未舗装で排水設備等も無いように見えるが、南部市街地の市道と市道認定を行う基準に違いがあるのか。
- 答3 開発ガイドライン等の基準を準拠するという考えは同じであるが、道路排水施設については、開発ガイドラインで「側溝、街渠、その他必要な施設」と規定し、適切な施設を設けることとしている。市道3928号線は、道路がカーブしており、一方向に横断勾配を設け、横の水路に落ちていく片勾配にし排水機能を有しているため、側溝、街渠等は必要ないと判断している。

- 問4 南部市街地では、舗装されていて、基準には少し合致していない道路を市道に認定してほしいという要望に対し、市は頑なに認定していないところがある。一方で、市道3928号線は市道認定しているが、認定基準が曖昧ではないか。
- 答4 市道3928号線で新たに市道に追加する部分については、認定基準に照らし排水機能も考えながら整備している。一方で、既に市道認定している部分については、

<p>現状家が張りついておらず、横が田んぼである状況であり、歩道の舗装が傷んでいたりするなどの課題があり、状況を見ながら適切な対応をしていく必要があると考えている。</p>	
<p>問 5 市道 3928 号線の認定変更は、新名神高速道路が関係しているのか。関係しているのであれば、今後も他の場所において新名神高速道路に関連した市道の延長等があるのか。</p>	
<p>答 5 新名神高速道路が開通するに当たり、県道塩瀬宝塚線の切畑交差点から出会橋までの区間を整備したことに伴い市道 3928 号線を延長したものである。この区間における市道の延長は当該箇所のみである。</p>	
自由討議	なし
討 論	なし
<p>審査結果</p> <p>議案第 4 2 号 可決 (全員一致)</p> <p>議案第 4 3 号 可決 (全員一致)</p> <p>議案第 4 4 号 可決 (全員一致)</p> <p>議案第 4 5 号 可決 (全員一致)</p>	

平成29年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第46号 西宮市道路線の認定の承諾について
議案の概要	本市区域内の一部区域を、西宮市長が西宮市道として認定することにつき承諾しようとするので、道路法の規定により、議会の議決を求めるもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	問1 現在、西宮市道に認定されようとしている道路の管理はどこが行っているのか。 答1 当該道路は、現在、兵庫県が県道として管理を行っている道路である。 問2 平成30年4月から西宮北有料道路（盤滝トンネル）が無料になった後に、西宮市道に認定された当該道路が閉鎖されることはないか。 答2 閉鎖される予定はないと考えている。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

